

報告事項 4

懲戒免職処分無効確認等請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和8年7月7日

教 職 員 課

懲戒免職処分無効確認等請求事件について

1 当事者

原告：元県立高等学校任期付任用教諭

被告：愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 処分行政庁が令和7年11月28日付けで原告に対してした懲戒免職処分を取り消す。
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

3 事件の概要

【経緯】

原告は、愛知県立A高等学校の任期付任用教諭として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを任期として任用されたにもかかわらず、令和7年4月2日以降出勤せず、療養休暇と特別休暇を不正取得し、さらに正当な理由のない欠勤を繰り返した。

他方、原告は、B市立C高等学校の臨時的任用教諭として令和7年4月2日から同年9月30日までを任期として任用され、同校で勤務し給与を得た。

これらの行為は、愛知県公教育に対する信頼を著しく失墜させるものであり、職務専念義務違反（地方公務員法35条）、営利企業従事等制限違反（同法38条1項）に該当するとして、県教育委員会は、原告を懲戒免職処分とした。

【原告の主張】

原告は、令和7年4月1日以降、A高校の任期付任用教諭として任用されていないから、同校に任用されたにもかかわらず出勤せず、休暇を不正取得し、正当な理由のない欠勤を繰り返したとの点は事実と反するし、C高校の臨時的任用教諭として勤務したことは、地方公務員法に違反する兼業ではない。

したがって、本件処分は、そもそも被告に任用されていない原告に対する懲戒処分であるから、無効である。

また、原告には地方公務員法の懲戒処分事由がないから本件処分は違法であり、原告は弁明の機会を与えられないまま本件処分を受けていて手続にも違法があるから、本件処分は取り消されるべきである。

なお、本件処分が有効であれば、原告の教員免許状は効力を失い、原告は将来にわたって教員として稼働することが不可能となることからしても、本件処分は明らかに重きに失するものであり、裁量権の濫用であって違法である。